

# 千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事業の目的)

第2条 この事業は、高齢者福祉施設等及び居宅サービス事業者等職員が高齢者権利擁護・身体拘束廃止に関する知識を習得する機会を提供することにより、高齢者福祉施設等及び居宅サービス事業者等におけるケア全体の質の向上や生活環境の改善のきっかけとさせ、高齢者介護の充実を図ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高齢者福祉施設等とは、市内に所在地のある下記の施設等をいう。

- ア 介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
- イ 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ウ 短期入所生活介護事業所（施設併設でない単独の事業所）
- エ 養護老人ホーム
- オ 軽費老人ホーム
- カ 有料老人ホーム
- キ サービス付き高齢者向け住宅
- ク 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
- ケ 小規模多機能型居宅介護事業所
- コ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(2) 居宅サービス事業者等とは、市内に所在地のある下記のサービスを提供する事業者等をいう

- ア 訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業含む）
- イ 訪問入浴介護
- ウ 訪問看護
- エ 訪問リハビリテーション
- オ 通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業含む）
- カ 通所リハビリテーション
- キ 定期巡回・随時対応型訪問介護
- ク 認知症対応型通所介護
- ケ 夜間対応型訪問介護
- コ 地域密着型通所介護
- サ 居宅介護支援

## (実施主体)

第4条 この事業の実施主体は千葉県とする。

- 2 市長は、事業を適切に実施することができると思えられる法人等に事業の一部又は全部を委託することができる。

(事業内容)

第5条 この事業で実施する内容は、次のとおりとする。

(1) 新任職員研修

高齢者介護に就いた新任職員（概ね就業3年未満の職員を対象）に、基礎的研修を行うことにより、

ア 高齢者権利擁護の理念を再確認し、利用者中心の介護の意義を学ぶ。

イ 身体拘束が及ぼす影響を理解し、さらに高齢者の心理・行動への知識を深め、個別性に視点を置いた身体拘束をしない介護をめざす。

(2) 専門実践研修

高齢者介護の指導的立場にある者に対して、効果的な研修を行うことにより、

ア 専門知識と実践技術を習得することにより、リーダーとして率先して身体拘束をしない介護の実現に取り組む。

イ 職場内の指導的立場の者として、身体拘束廃止を推進する人材を指導・育成し、介護の向上に努める。

(対象者)

第6条 この事業の対象者は高齢者福祉施設等及び居宅サービス事業者等職員とする。

(受講費等)

第7条 この事業の受講費として、各研修1人当たり1,000円を受講者より徴収する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。